

習志野市暴力団排除条例（案）の概要

1. 条例制定の背景

暴力団に対しては、あらゆる刑罰法令を適用しての取締りや、平成4年に施行された暴力団対策法による措置を講じてきましたが、暴力団の勢力は安定した勢力として保たれております。

平成22年末、千葉県内においては、115組織、約2,500人の暴力団勢力を確認しており、要因は、既存の法令では措置をとることが困難な「暴力団を利用する者」「暴力団を支援する者」「暴力団と共生する者」などの存在が挙げられます。

このような背景の中、これら暴力団の勢力を解消させる新たな取り組みとして、平成16年6月に広島県及び広島市において、公営住宅入居資格について暴力団を排除する条文が設けられました。

その後、福岡県では暴力団の威力を利用する事業契約の禁止、暴力団の公共工事妨害排除、暴力団から危害を加えられる恐れがある者の保護など、総合的な規定が全国で初めて、平成22年10月1日に施行されました。

その他の都道府県においても条例制定の動きが広がり、平成23年10月1日には、全国の都道府県で暴力団排除条例が施行されました。

千葉県においては、平成23年9月1日に条例を施行し、また、県内自治体においては、今後1年以内に条例を制定されようとしております。

2. 条例制定の目的

この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

3. 条例の基本理念

- ① 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当に影響を生じさせる存在であるという認識の下に、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として推進します。
- ② 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他の関係団体及び関係団体の連携及び協力の下に推進します。

4. 市の責務

- ① 市は、基本理念に基づき、暴力団排除に関する総合的な施策を推進します。
- ② 市は、総合的な施策の推進に当たっては、国、千葉県その他関係機関及び関係団体との連携を図ってまいります。
- ③ 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県又は市の区域を管轄する警察署に対し、その情報を提供します。

5. 市民の責務

- ① 市民は、基本理念に基づき、相互の連携及び協力を図り、自主的な暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- ② 市民は、基本理念に基づき、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談その他の不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- ③ 市民は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、情報を提供するよう努めるものとします。

6. 事業者の責務

- ① 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に関し、暴力団排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- ② 事業者は、基本理念に基づき、暴力団員等による不当要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- ③ 事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、情報提供するよう努めるものとします。

7. 市の取り組み

- ① 市の事務等からの暴力団の排除
公共工事その他の市の事務又は事業からの暴力団の排除を実施します。
- ② 市民等に対する支援
市は、市民等が基本理念に基づき、暴力団排除に取り組むことができるよう、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行います。
- ③ 広報活動の充実等
市は、暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報活動の充実、その他必要な措置を講じます。
- ④ 少年の健全な育成を図るための措置
学校等において、児童又は生徒が暴力団の排除を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講じます。

8. 市民及び事業者の取り組み

- ① 暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する利益供与をしてはならないこととします。
- ② 暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する利益供与をしてはならないこととします。